

令和4年度 第2回 稲美町上下水道事業運営委員会 議事概要

日 時	令和5年1月31日(火) 13時30分～15時30分
場 所	稲美町役場 303 会議室（本館3階）
出席者	<p>【 稲美町上下水道事業運営委員会委員 】</p> <p>竹川 宏子 （学識経験者・兵庫大学現代ビジネス学部教授）（委員長） 古谷 久代 （使用者の代表・稲美町商工会（古谷産業株式会社）） 桃宇 吉高 （使用者の代表・稲美町自治会長会連合会会長） 勝樂 義嗣 （使用者の代表・稲美町民生委員児童委員協議会副会長） 政平 季和 （使用者の代表・稲美町シニアクラブ連合会会計） 小間 紗奈江（使用者の代表・いなみっこ広場子育てねっと副会長）</p> <p>【 事務局 】</p> <p>田口 史洋 （地域整備部長） 長谷川禎久 （水道課長） 村山 拓也 （水道課工務係長） 西村 周平 （水道課管理係長） 植田 耕平 （水道課主査）</p>
議 題	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員及び事務局職員の紹介 <p>2 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金体系の検討 <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>

1 開会

- ・委嘱状の交付
- ・委員及び事務局職員の紹介

2 議事

- ・水道料金体系の検討
(事務局)

私の方から、「水道料金体系の検討」についてご説明させていただきます。

まず、資料の説明の前に、前回の運営委員会でご意見をいただいた件について、本日お配りしました追加資料の説明をさせていただきます。

最初に、1点目の更新工事業業計画について説明させていただきます。

西部配水場更新工事について、西部配水場は昭和40年代後半に築造され、拡張を繰り返して現在至ります。更新工事は老朽化している吸水槽、第1配水池など主要となる施設の更新を令和5年度から7年度の3か年で実施します。同時に耐震化及びダウンサイジング等も行います。西部配水場は稲美町内約8割（配水割）に配水しており、住民のみなさまの生活に支障がないよう、配水を停止せず更新工事を行います。

主要老朽管更新工事について、社会的重要性や漏水による影響度等及びアセットマネジメント手法を取入れた事業計画に基づき、主要管から順次更新を行っています。平成30年度から令和3年度で西部配水区域内で最も重要な町道百丁場五軒屋線の更新工事を行いました。

更新工事に係る事業費見込について、配水場及び主要老朽管更新工事に係る事業費は、令和4年度から令和50年度までで約240億円を見込んでいます。

更新工事業業計画について、令和5年度から令和7年度に西部配水場更新工事を予定しています。老朽管更新工事は、令和3年度までに①工区の町道百丁場五軒屋線の工事を実施しました。更新計画図の紫色の部分です。令和8年度から令和10年度に②工区の県道志染土山線、町道298号線の工事を予定しています。更新計画図の緑色の部分です。令和11年度から令和12年度に③工区の町道中村国岡線、県道平荘大久保線の工事を予定しています。更新計画図の青色の部分です。令和13年度に④工区の東部送水管の工事を予定しています。更新計画図の黄色の部分です。最後に令和14年度から令和20年度に①工区から④工区以外の地域の工事を予定しています。

次に、2点目の一般会計等からの補助について説明させていただきます。

「財政調整基金をたくさん積立しているのに、水道の更新に一般会計から資金を出してもらったらどうか」というご意見がございましたが、一般会計からの補助について、公営企業の経費については、地方公営企業法第17条の2の規定により公営企業会計と一般会

計等との間の負担区分が定められ、一般会計等はその負担区分について出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担し、それ以外の経費は当該企業の経営をもって充てなければならないこととなっています。

例外的に、同法第 17 条の 32 の規定により災害の復旧などの特別の理由により必要がある場合には、当該地方公共団体がその財政の状況、公営企業の置かれている具体的状況に応じて自主的に判断して行うことができるとされていますが、原則として、一般会計等からの公営企業会計に対する補助は考えられないことをご理解いただきたいと思います。

3 点目の改定後の料金比較については、後ほどご説明させていただきます。

前回の運営委員会でご意見をいただいた件についての説明は以上となります。

よろしく申し上げます。

(事務局)

更新工事の事業について、補足で説明させていただきます。資料の地図をご覧ください。稲美町の水道施設はどのようなものがあるか説明させていただきます。いなみ野体育センターの前の線が配水区の境界線となっていて、西側が西部配水区域、東側が東南部配水区域となっています。西部配水区域には、いなみ野体育センターの前に西部配水場がございます。東南部配水区域には東部配水場と南部配水場、東部加圧場があります。施設で言いますと 3 つの配水場及び 1 つの加圧場となります。稲美町は主に地下水を使っています。井戸は深井戸で西部配水区域に 9 か所、東部配水区域に 3 か所、南部配水区域に 2 か所、合計 14 か所ございます。その井戸水を配水場でためて、それをポンプアップして送っていく管が全体で 283km となります。平成 26 年に老朽管更新計画を策定しまして、その 283km のうちの 48km を主要管としています。主要管のうち、西部配水区域内で最も重要な町道百丁場五軒屋線の更新工事を、平成 30 年度から令和 3 年度までで完了しております。その費用が 6.7 億円となっています。

次に、西部配水場が 50 年経過してしまっていて、平成 23 年に施設の耐震診断を行いました。西部配水場の中に配水池が 3 つございまして、その内の 2 つを平成 25 年から平成 26 年にかけて耐震補強工事を完了しています。残り 1 つの池の容量は 3,520 m³ ございますが、1,500 m³ までダウンサイジングして、約 23 億円かけて工事を考えています。

次に、配水管工事としまして、地図の緑色の部分の②工区、その後に地図の青色の部分の③工区の工事を考えています。さらにその後に東部送水管の④工区の工事を行ってまいりたいと考えています。今後、稲美町全体で 283km の中でも一番重要な主要管を整備していきます。先ほど令和 4 年度から令和 50 年度までで約 240 億円の更新工事の事業費を見込んでいると申しましたが、その内、主要管だけで約 73 億円と考えています。

(委員長)

詳細な説明をありがとうございました。

今のご説明について何かご意見、ご質問があればお願いします。

(委員)

— 特になし —

(委員長)

よろしいでしょうか。それでは前回の運営委員会でご意見のありました件についての説明は以上とさせていただきます。

それでは、引き続き資料の説明を事務局の方でお願いします。

(事務局)

それでは、資料のご説明に入っていきます。

まず、目次をご覧ください。

説明の流れとしましては、

1 つ目に「財政シミュレーション結果について」ということで、直近実績に基づき再度シミュレーションを実施した結果について、ご説明させていただきます。

2 つ目に「現行の水道料金について」として、水道料金の現状についてのご説明。

3 つ目に、「水道料金の改定について」としまして、3 パターンの改定案についての説明。

最後に「新しい水道料金体系の検討」として、各料金体系パターンのまとめと影響について説明させていただきます。

それでは、中身に入っていきます。

(1) 財政シミュレーション結果についてです。

資料の 4 ページをご覧ください。

前回の運営委員会では令和 12 年度までの状況でしたが、もう少し先の状況が見えればというご意見がございましたので、直近実績に基づきまして、料金改定を実施しない場合について、令和 15 年度まで再度シミュレーションを実施しました。

料金改定を行わない場合は、令和 10 年度以降に損益赤字が発生する可能性が高い状況となっています。また、資金残高についても令和 13 年度に資金ショートが発生する見込みとなっています。

5 ページをご覧ください。

令和 6 年度に 20% の料金改定を実施した場合のシミュレーションの結果です。

令和 15 年度までの損益黒字の確保と令和 13 年度の資金ショートは回避できる見込みとなっていますが、令和 15 年度に資金ショートが発生する見込みとなっています。

6 ページをご覧ください。

ここでは、料金改定の実施時期と現実的な料金改定率について記載しています。

水道料金改定案としまして、目指すべき方向性は、安定的な事業経営状況で損益黒字を確保すること、事業経営を持続するために必要な資金残高の確保となっています。

料金改定の考え方としましては、料金改定を実施しなかった場合、令和 10 年度以降は損益赤字となり、資金についても令和 13 年度の時点で資金ショートする可能性があります。料金改定時期を遅らせて、令和 10 年度の直前で料金改定した場合、より大幅な料金改定が必要となるため、できるだけ早いタイミングで行い、段階的に改定していくことが望まし

いと考えます。

料金改定率につきましては、令和 14 年度までの損益黒字、資金残高を確保するためには、現状から 20%程度の料金改定が必要となります。この場合でも令和 15 年度には資金ショートとなります。ただし、前回の運営委員会で委員の皆様にご意見をいただき、昨今の燃料費等物価高騰の状況に鑑み、段階的な改定も見据えて、令和 6 年度時点では 15%程度の改定に留めることができます。しかし、この場合でも、令和 15 年度以降で損益赤字、令和 14 年度の時点で資金ショートの可能性があるため、令和 11 年度を目途に再度料金改定を検討する必要があります。

7 ページをご覧ください。

先ほどご説明しました、15%改定後のシミュレーションの結果を記載しています。

8 ページをご覧ください。

水道料金を改定しなかった場合と 15%の改定をした場合の当年度純利益の比較の記載で、15%の料金改定により、令和 14 年度までの損益黒字が確保できます。

9 ページをご覧ください。

水道料金を改定しなかった場合 15%の改定をした場合の資金残高の比較の記載で、15%の料金改定により、令和 13 年度までの資金ショートを回避できます。

次に (2) 現行の水道料金についてです。

11 ページをご覧ください。

水道料金の現状ですが、令和 3 年度のデータを、口径別に整理した結果は以下の表のとおりです。口径別の件数は、黄色のマーカーの部分の口径 13・20 mmが 74,037 件で最も多くなっています。水道料金の構成割合は、基本料金 35%、従量料金 65%となっています。

12 ページをご覧ください。

口径別分類別の件数ですが、令和 3 年度の口径別分類別の件数は以下のとおりです。分類は、現行の料金体系を参考に使用水量によって I から VIIまで設定しています。口径別分類別の件数では黄色のマーカーの部分の口径 13・20 mmで 2 か月あたり 21~41 m³使用する分類 II が 26,878 件で最も多くなっています。

13 ページをご覧ください。

口径別分類別の水道料金ですが、令和 3 年度の口径別分類別の水道料金は以下のとおりです。口径別分類別の水道料金では黄色のマーカーの部分の口径 13・20 mmで 2 か月あたり 41~60 m³使用する分類 III が 119,145,000 円で最も多くなっています。

次に、(3) 水道料金の改定についてです。

15 ページをご覧ください。

口径別に基本料金と従量料金が書かれています。

一般のご家庭では 13 mmと 20 mmを使用しており、基本水量 20 m³というのは、20 m³までは基本料金の範囲内で使用いただけるということです。

ご覧のとおり、使えば使うほど料金単価は上がります。これは環境に配慮し、節水を促

す目的もあって、この逡増型を選んでいると言えます。

本委員会では、①基本料金と従量料金の収入割合、②基本料金をいくらにするのか、③基本水量を 20 m³から変更するか、④従量料金の逡増度を検討していくことになります。

16 ページをご覧ください。

料金体系の具体的な検討事項を記載しています。

検討項目①基本料金と従量料金の収入割合です。現状は、基本料金と従量料金の収入割合は、基本料金 35%、従量料金 65%となっています。検討の考え方としましては、給水原価のうち給水量にかかわらず発生するものは、原則として固定収入である基本料金で回収することが望まれます。また、将来的な水需要の減少が見込まれる現状において、経営の安定性を高めるためにも、基本料金の収入割合の増加を図ることが望まれます。検討方針については、口径ごとの基本料金を引き上げることにより、基本料金の収入割合を増やすことを検討します。

検討項目②口径別基本料金です。現状は、口径別に基本料金を設定しています。検討の考え方としましては、利用者に給水管の口径に応じた負担を求めることを前提に、①で検討した基本料金の収入割合も踏まえ、基本料金で回収すべき収入総額を増加させることが考えられます。検討方針は①と同じとなっています。

検討項目③基本水量の設定です。現状は、基本水量が 2 カ月で 20 m³となっています。検討の考え方としましては、基本水量は、公衆衛生上の観点から水利用を促すという当初の役割を一定程度終えていると考えられ、現状では水道料金算定料金要領でも基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。ここでは、少量利用者の負担増に留意しつつ、基本水量を見直すことが考えられます。検討方針については、少量利用者への負担を考慮し、基本水量の引き下げを検討します。

検討項目④従量料金の逡増度です。逡増度は、従量料金の「最高単価」÷「最小単価」で算出され、現状は 1.3 となっています。検討の考え方としましては、水需要の減少が見込まれる現状において、安定的な料金収入の確保のためにも、逡増度を緩和することが考えられます。検討方針については、逡増度の緩和は少量利用者の負担増となるため、稲美町では検討を見送ります。上記①から④の検討事項を踏まえ、以下の 3 パターンを改定案としたいと思います。改定案①として一律 15%改定、改定案②として基本水量引き下げ、基本料金・従量料金改定、改定案③として、基本料金 20~50%改定、従量料金 10%改定です。

17 ページをご覧ください。

改定案①とした場合の、口径別の基本料金と 1 m³当たりの従量料金は以下のとおりです。詳細は次のページでご説明します。

18 ページをご覧ください。

改定案①の改定後の料金体系により料金計算を行うと、口径別・使用水量別の水道料金は、以下のとおりとなります。ボリュームゾーンである令和 3 年度の口径別分類別の件数

が最も多い箇所が、黄色のマーカー部分となっています。

19 ページをご覧ください。

改定案①とした場合の、改定の影響は以下のとおりです。口径 13・20 mm で使用水量が 40 m³ の場合の現行料金との差額は 760 円となります。

20 ページをご覧ください。

改定案②で、検討項目①から③の変更を行った場合の口径別の基本料金と 1 m³ 当たりの従量料金は以下のとおりです。変更内容は、①基本水量を 20 m³ から 10 m³ へ変更。②基本水量引き下げに伴い、口径 13・20 mm の基本料金を 25% 引き下げ。③従量料金を 20% 引き上げ、ただし口径 13・20 mm の 11 m³ 以上 20 m³ 以下の単価は、現行の最低単価 155 円から 50% 引き下げた単価 78 円となっています。詳細は、次のページでご説明します。

21 ページをご覧ください。

改定案②の改定後の料金体系により料金計算を行うと、口径別・使用水量別の水道料金は、以下のとおりとなります。基本料金を引き下げ、11 m³ 以上 20 m³ 以下の従量単価を抑えることにより、口径 13・20 mm の少量利用者の負担は軽減されます。ボリュームゾーンが、黄色のマーカー部分となっています。

22 ページをご覧ください。

改定案②とした場合の、改定の影響は以下のとおりです。口径 13・20 mm で使用水量が 40 m³ の場合の現行料金との差額は 900 円となります。

23 ページをご覧ください。

改定案③で、検討項目①から③の変更を行った場合の口径別の基本料金と 1 m³ 当たりの従量料金は以下のとおりです。変更内容は、①口径 13・20 mm の基本料金を 20% 引き上げ、②口径 25 mm 以上の基本料金を 50% 引き上げ、③従量料金のうち、21 m³ 以上の水量を 10% 引き上げとなっています。詳細は、次のページでご説明します。

24 ページをご覧ください。

改定案③の改定後の料金体系により料金計算を行うと、口径別・使用水量別の水道料金は、以下のとおりとなります。黄色のマーカー部分のボリュームゾーンの改定率は、一律改定する案と比べて低くなる傾向にあります。

25 ページをご覧ください。

改定案③とした場合の、改定の影響は以下のとおりです。口径 13・20 mm で使用水量が 40 m³ の場合の現行料金との差額は 720 円となります。

27 ページをご覧ください。

各料金体系パターンのもともとなっています。

黄色の部分の全体改定率のパターン①から③は、ほぼ同じ率となっていますが、基本料金の収入割合はパターン③が 37.8% で最も高く、従量料金の収入割合はパターン②が 76.2% で最も高くなっています。

28 ページをご覧ください。

稲美町水道事業への影響としましては、健全な経営の確保の観点からは、パターン別に料金表の中身は異なりますが、料金収入総額は料金改定前から15%増が見込まれます。稲美町水道事業の経営の安定化の観点からは、パターン③の基本料金割合を増加させる料金体系が望ましい結果となっています。しかし、基本料金割合を増加させるためには、現状の基本料金を増額する必要があるため、利用者への影響も検討する必要があります。

29 ページをご覧ください。

利用者への料金改定による影響としましては、口径13・20mmのケースでは、少量利用者の場合はパターン③がプラス400円で最も高く、ボリュームゾーンの場合はパターン②が900円で最も高くなっています。

パターン①は、基本料金と従量料金の割合の変更をせず、一律15%改定のため、少量利用者とボリュームゾーンの利用者の改定による影響度に差はありません。

パターン②は、基本料金割合を引き下げたため、少量利用者は約14.0%、ボリュームゾーンの利用者は約17.6%の改定となり、少量利用者よりも、ボリュームゾーンの方が改定率は高くなります。

パターン③は、少量利用者は約20.0%、ボリュームゾーンの利用者は約14.1%の改定となり、少量利用者よりも、ボリュームゾーンの方が改定率は低くなる結果となっています。

最後に、本日お配りした追加資料の改定後の料金比較をご覧ください。

口径13mm、2か月、40m³使用した場合の料金比較で、実際にお支払いいただく水道料金の比較表となっています。現行の料金は5,100円で、一律15%改定した場合は5,860円となり現行より760円増、一律20%改定した場合は6,120円となり1,020円増、一律14%改定した場合は5,810円となり710円増となります。

今回のシミュレーション資料を参考に、具体的に改定内容等について議論いただければと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

以上で私からの説明を終わります。

(事務局)

少し補足説明をさせていただきます。資料の29ページをお願いします。下の四角のところにパターン②、③の解説が書かれてありますが、もう少し具体的にご説明させていただきたいと思います。パターン①ですと一律15%改定を行いますので、どの方も一律に上がるので一番平等に上がるという状態となっています。パターン②につきましては、基本水量、基本料金を下げて、少量利用者につきましては17m³ほど使うと現状よりも高くなる計算になりますが、少量利用者に配慮した料金改定案となっています。逆にボリュームゾーンの利用者に対しては改定率が高くなっていますので、不公平感があるところです。パターン③につきましては、基本料金自体を上げるので、水道事業経営の安定化の観点からすると安定的に収入を上げることができそうですが、少量利用者につきましては、基本料金が大きく上がるため、負担がかなり大きくなってきますので、そこで不公平感が生じるところ

です。どこに重きを置くかというところですが、たとえばパターン①でしたら、一律15%上げるので、皆さん平等に負担していただくことになります。パターン②でしたら、少量利用者、例えば1人暮らしの収入の少ない方や高齢者に配慮した形になってくるかと思いますが、子育て世帯などの4人家族の方には負担が大きくなっていくことになります。パターン③につきましては、水道事業を重視した内容となっていると思います。

(委員長)

ありがとうございました。水道料金自体が基本料金と従量料金とが組み合わせられたものですので、料金改定の組み合わせとしては色々なパターンができてしまうということだと思います。かなり細かくて、ボリュームがある内容となっていますが、委員の皆様からご意見、ご質問があればお願いします。

(委員)

資料の4ページの営業費用のところですが、令和6年度が454,825千円で令和7年度が514,647千円でそれ以降は5億円を超える状態となっていますが、その差というのは工事の費用の負担ということですか。

(事務局)

それにつきましては、具体的には工事に関係するところではありますが、減価償却費がそのあたりから増えてきます。経理上費用として発生している減価償却費が多くなっていきますが、現金を伴わない費用のため、手元資金が急に減るわけではありません。

(委員)

理解しました。

(委員長)

様々なパターンが提示されていますが、全体に上げるとしても公平感といったところは各自治体で決めていくことだと思います。20%だとやはりインパクトが強すぎるということで、段階的に考えていきたいと思いますということと昨今の経済状況等を考えると、15%がギリギリの数字で出てくるのかなと思います。その中で、基本料金、従量料金のどこに充てていくのかという3パターンの提示がありました。個人的な意見ですが、水道料金の改定を考えていくうえで、福祉で対応していくべき部分と水道料金の改定の部分は切り離して考えていく方が良いのではないかと思います。様々な団体の委員の皆様がいらっしゃいますので、ご意見があればお願いします。

(委員)

私としては、一律15%改定するのが平等で良いのではないかと思います。

(委員)

生活水準は色々あると思いますが、私も平等が良いと思います。

(委員)

水道事業の安定を考えると、基本料金を上げるのが一番良いと思います。

(委員)

やはり、一律 15%改定するのが平等感があって一番納得してもらえないのではないかと思います。あと 6 ページで令和 6 年度に上げて令和 14 年度で資金ショートとなっていますが、次にまた上げるとしたら何%ぐらいになりそうですか。

(事務局)

今の段階では、改定が令和 6 年度として、その 5 年後の令和 11 年度あたりに改定率も含めて、再度検討していかなければならないかと考えています。また、資金確保ということにつきましては、水道事業の方で経営努力をして、より強化していかなければならないと考えています。

(委員)

先ほどから、平等という意見が出ていますが、本来の平等とは何なのか。15%一律という部分の一律が平等という見方もあれば、月収によって値上げ額に対する負担割合が違ってくるのに、それを平等とみなして良いのか、非常に判断が難しいと思います。何が正しいのか非常に難しいので、町民のみなさんに説明するときは、平等性という言葉はあえて使わない方が良いでしょう。また、事業の継続のことを考えると、水はライフラインの一番大事な部分なので、立ち行かなくなると本当に大変なことになるので、判断基準の一つに、基本料金の 35%の確保は大事だと思います。あと、約束された条件が一切無い中でのシミュレーションの結果なので、今回料金改定を実施したとしても、また 3 年後、5 年後には見直しを検討するということを明確にしなくてはならないと思います。

(委員長)

ありがとうございました。私は実は平等という言葉は使っていないで、公平感という言葉を使うようにしています。年金受給の高齢者の方または子育て世帯の方をどのように公平感で見ていくかだと思います。また企業の部分の負担をあまり多くすると、企業が稲美町から撤退してしまうといった心配もあります。生活に困っている方のことを考えるのはもちろん大切なことではありますが、それを水道で見るかを判断するところが難しいと思います。今ここで決定するという訳ではありませんので、いろいろな意見を出していただければと思います。

(委員)

みなさんの意見を聞いて、平等感という認識を変えました。また、ボリュームゾーンの利用者だけでなく、年金受給者の立場に立っても考えていかなければならないことをあらためて認識しました。やはり、一番大事なことは、断水などが発生すると非常に困るので、安全・安心の観点から、いかに町民に料金改定について納得してもらえる説明が出来るかだと思います。

(委員)

来年度 4 月から値上げする予定ですか。値上げの実施の時期が大事だと思います。

(事務局)

最終的には、値上げの時期についても検討をお願いしたいと考えています。今回検討い

ただいて、答申という形で頂くこととなりますが、それをもって、議会に料金改定案を提出します。議会での承認が得られましたら、そこから半年間は周知期間というふうに考えています。ですので、議会で承認された後、半年後以降に料金改定となってくるため、来年度4月から値上げされることはありません。

(委員)

後にしわ寄せが来るのであれば、早い時期に改定するのが良いと思います。段階的に改定するのであれば、20%より15%の方がありがたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。住んでいる町民の水道ということで、みんなで負担していくことが大事だということだと思います。例えば、15%改定後の料金がボリュームゾーンでプラス760円となっていますが、よく考えてみますと、水道料金は2か月の料金なので、1か月あたりにしますと380円で、これで水道の安心・安全を買うというふうに考えると安い買い物なのではないかという発想の自治体もありました。正解があるわけではないので、いろいろと議論をして、ここで話し合ったことに自信を持っていただければと思います。

(委員)

15%値上げした場合、他の自治体と比較して妥当なのか。議会でも聞かれる可能性があると思いますので、それもアピールの一つであると思います。

(委員)

水道事業を安定的に継続させるためには、改定をせざるをえないのが現状だと思います。委員のみなさんは説明を聞いて、料金改定の背景や必要性を基本的に理解したうえで、料金改定することを前提に、どの方法が良いか議論していますが、大事なことは町民のみなさんが委員と同レベルに水道事業の背景や必要性を理解してもらえるかだと思います。ですので、納得してもらえる資料を作成出来るかが大事だと思います。

(委員長)

ある程度方向が決まったら、町内を説明して回るといった自治体もありました。住民のみなさんに説明する場合は、水道事業が破綻した場合は大変なことになることを知ってもらう必要があると思います。

(委員)

運営委員会を中止せよといった意見を聞きました。やはり、今は時期が悪いので、できるだけ値上げの時期を遅らせて欲しいということだと思います。

(委員長)

今日、委員の皆さんから出た意見を、その方にお話しいただけると効果的なのかなと思います。

(委員)

料金改定するとなると、議会でもかなり反対意見があると思います。基本的には、広報だけで説明を終わる予定ですか。説明については、どのような方法を考えていますか。

(事務局)

具体的にはまだ決まっていますが、説明には回らせてもらうことも考えています。委員のみなさんに様々なご意見をいただきましたけれども、一般の住民の方に、どれだけご理解をいただけるかだと思います。具体的に、どのような方法で行うかは決まっていますが、周知することは必要だと思っています。

(委員)

住民のみなさんに説明する場合は、水道事業が破綻した場合は大変なことになることを知ってもらう必要があると思います。

(委員)

広い意味でリスクマネジメントとして、議会の方でも住民の命を守るぐらいの大きなテーマの一つで考えてもらえればと思います。

(委員長)

安心・安全の部分についても、この委員会で十分に議論していること、また、ここで出た意見が説得するための一つのキーワードとなってくると思いますので、答申に反映していければと考えています。委員会自体は継続して、また次回も開催されるということになります。

他に、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(委員)

— 特になし —

(委員長)

特にないようですので、運営委員会次第の3番「その他」について、事務局より説明をお願いします。

3 その他

事務局より今後の予定について説明。

(委員長)

ありがとうございました。

他に、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(委員)

— 特になし —

(委員長)

特にないようですので、以上をもちまして、本日予定されておりました全ての議事が終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

4 閉会